

## 一般財団法人鹿児島県社会保険協会会費規程

第1条 一般財団法人鹿児島県社会保険協会定款第17条第2項による会費負担額は、下記のとおりとする。

1 全国健康保険協会管掌事業所

(1) 事業所平均割年額	1,300円
(2) 被保険者平均割年額	110円
(3) 加入金	500円
(4) その他	

ただし、被保険者数が50名以下の事業所については次の定額制とする。

1名～10名	年額 3,000円
11名～20名	年額 4,200円
21名～30名	年額 5,200円
31名～50名	年額 6,500円

2 組管管掌事業所

(1) 事業所平均割年額	800円
(2) 被保険者平均割年額	40円
(3) 加入金	500円

第2条 会員の会費は、毎年1月1日現在の被保険者数により算定し、5月末までに前納するものとする。

2 期間途中で会員となるときは、会員となりたる日現在の被保険者数により会費の算定を行い、月割り計算とする。

第3条 会員には、会費納付通知書を送付するものとし、会員は、期日通知を受けた期間内に納入しなければならない。

第4条 会員の退会は、定款第15条の規定に該当したときとする。なお、その場合は既納の会費は返戻しない。

### 附 則

この規程は、平成23年10月3日より施行する。